

20 65 歳以上の方へ（介護保険制度の概要）

介護保険制度の優先について

◆問い合わせ TEL 378-2111（代表） ※問い合わせ内容により部署をご指名ください。

・障害福祉サービスについて 障害福祉課障害福祉係

・介護保険サービスについて 高齢福祉課介護保険係

・要介護・要支援認定の申請について 高齢福祉課介護認定係

本人が65歳になりますと、介護保険の第1号被保険者となることから、障害福祉サービスに相当する介護保険サービスがある場合、原則、介護保険サービスが優先されることになります。

介護保険サービスを利用するには要介護・要支援認定が必要になりますので、申請をお願いいたします。要介護・要支援認定の申請は、65歳到達日（誕生日の前日）の3か月前から行うことができます。

なお、介護保険サービスの利用ができるのは、65歳到達日（誕生日の前日）からとなります。

＜障害福祉サービス＞

該当の障害福祉サービスを利用されている方は、原則として介護保険サービスへ移行することになります。対象の方には事前に通知いたします。

＜補装具及び日常生活用具（介護・訓練支援用具）＞

介護保険対象種目となるものもあります。確認の上、介護保険サービス優先でご利用ください。